

平成 22 年第 2 回にかほ市議会定例会会議録（第 6 号）

1、本日の出席議員（ 22 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	15 番	榊 原 均
16 番	竹 内 賢	17 番	佐 藤 元
18 番	齋 藤 修 市	19 番	佐々木 平 嗣
20 番	池 田 甚 一	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

21 番 本 藤 敏 夫

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 佐 藤 文 一 局 長 補 佐 佐 藤 正 之
庶 務 係 長 佐々木 孝 人

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	渡 辺 徹	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	佐 藤 好 文	市 民 部 長	齋 藤 隆 一
健 康 福 祉 部 長	木 内 利 雄	産 業 部 長	伊 藤 賢 二
建 設 部 長	佐々木 秀 明	教 育 次 長	佐々木 義 明
ガ ス 水 道 局 長	阿 部 誠 一	消 防 長	中 津 博 行
会 計 管 理 者	大 場 久	総 務 部 総 務 課 長	森 鉄 也
企 画 情 報 課 長	齋 藤 均	財 政 課 長	佐 藤 家 一
生 活 環 境 課 長	石 垣 茂	すくすく子育て支援課長	須 藤 金 悦
都 市 整 備 課 長	佐 藤 正	下 水 道 課 長	渡 辺 講
教 育 委 員 会 総 務 課 長	阿 部 均	ガ ス 水 道 局 管 理 課 長	佐 藤 勉

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第6号

平成22年3月19日(金曜日)午前10時開議

- 第1 議案第5号 にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定について
- 第2 議案第6号 にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第7号 にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第8号 にかほ市長等の給料支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第9号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第10号 にかほ市プール条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第11号 にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第12号 本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更について
- 第9 議案第13号 冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて
- 第10 議案第14号 公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について
- 第11 議案第15号 にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて
- 第12 議案第16号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第13 議案第17号 にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第14 議案第18号 平成21年度にかほ市一般会計補正予算(第9号)について
- 第15 議案第19号 平成21年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第4号)について
- 第16 議案第20号 平成21年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第17 議案第21号 平成21年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算(第4号)について
- 第18 議案第22号 平成21年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第19 議案第23号 平成21年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第20 議案第24号 平成21年度にかほ市ガス事業会計補正予算(第3号)について
- 第21 議案第25号 平成21年度にかほ市水道事業会計補正予算(第4号)について
- 第22 議案第26号 平成22年度にかほ市一般会計予算について
- 第23 議案第27号 平成22年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について
- 第24 議案第28号 平成22年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について
- 第25 議案第29号 平成22年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第26 議案第30号 平成22年度にかほ市老人保健特別会計予算について
- 第27 議案第31号 平成22年度にかほ市簡易水道特別会計予算について

- 第28 議案第32号 平成22年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について
- 第29 議案第33号 平成22年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第30 議案第34号 平成22年度にかほ市ガス事業会計予算について
- 第31 議案第35号 平成22年度にかほ市水道事業会計予算について
- 第32 議案第36号 平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について
- 第33 陳情第1号 最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度確立を国に求める意見書採択を求める陳情書
- 第34 陳情第2号 非核三原則の法制化を求める議会決議・意見書採択についての陳情
- 第35 陳情第3号 鳩山首相は、名護市明選挙で示された民意を尊重し、『公約』を守ることを要請する意見書について（陳情）
- 第36 陳情第4号 米価の下落に歯止めをかけ、再生産できる米価の実現を求める陳情
- 第37 議提第1号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書
- 第38 議提第2号 非核三原則の早期法制化を求める意見書
- 第39 議提第3号 名護市長選挙で示された民意を尊重し『公約』を守ることを要請する意見書
- 第40 議提第4号 米価の下落に歯止めをかけ、再生産できる米価の実現を求める意見書
- 第41 議提第5号 にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第42 議提第6号 市長の専決処分事項の指定について
- 第43 議提第7号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採決に向けた取り組みを求める意見書
- 第44 議案第37号 にかほ市地域情報通信基盤整備工事請負契約の締結について
- 第45 議会活性化等協議会の報告について
- 第46 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第6号に同じ

午前10時00分 開 議

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に御報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、皆様方に配付されている日程表のとおり、本日の日程事項に議案第37号にかほ市地域情報

通信基盤整備工事請負契約の締結についてが追加されております。この議案につきましては、昨日の午後 4 時から議会運営委員会において協議しました。その結果、この議案につきましては、日程の第 1 から日程第 43 までの採決まですべて終わった後に当局から提案理由の説明を受けます。その後、質疑、討論、採決を行います。どうぞお間違えのないように御確認ください。

それでは、ただいまから一般会計予算特別委員会のため、しばらくの間、休憩します。

午前 10 時 01 分 休 憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員(21 名)

1 番	飯尾善紀	2 番	佐々木正勝
3 番	市川雄次	4 番	池田好隆
5 番	宮崎信一	6 番	佐藤文昭
7 番	佐々木正明	8 番	小川正文
9 番	伊藤知	10 番	加藤照美
11 番	佐々木弘志	12 番	村上次郎
13 番	菊地衛	15 番	榭原均
16 番	竹内賢	17 番	佐藤元
18 番	齋藤修市	19 番	佐々木平嗣
20 番	池田甚一	22 番	佐々木正己
23 番	山田明		

欠席委員(1 名)

21 番 本藤敏夫

.....

議会事務局職員

議会事務局長 佐藤文一 局長補佐 佐藤正之
庶務係長 佐々木孝人

.....

説明員

市長	横山忠長	副市長	横山昭
教育長	渡辺徹	企業管理者	佐々木勝利
総務部長	佐藤好文	市民部長	齋藤隆一
健康福祉部長	木内利雄	産業部長	伊藤賢二
建設部長	佐々木秀明	教育次長	佐々木義明
ガス水道局長	阿部誠一	消防長	中津博行
会計管理者	大場久	総務部総務課長	森鉄也

企画情報課長	齋藤	均	財政課長	佐藤	家一
生活環境課長	石垣	茂	すくすく子育て支援課長	須藤	金悦
都市整備課長	佐藤	正	下水道課長	渡辺	講
教育委員会総務課長	阿部	均	ガス水道局管理課長	佐藤	勉

.....

午前 10 時 04 分 開 議

一般会計予算特別委員長（山田明君） 改めて、おはようございます。ただいま出席している委員は 21 名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第 16 条で規定する定足数に達しています。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会します。

初めに、各小委員会の審査の報告を求めます。

最初に総務小委員長の報告を求めます。13 番菊地衛総務小委員長。

【総務小委員長（13 番菊地衛君）登壇】

総務小委員長（菊地衛君） おはようございます。当委員会に付託になっております案件の審査が終了いたしましたので報告をいたします。

議案第 18 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 9 号）中、総務部、消防本部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会に関する事項、その他であります。

これは全員の賛成により可決をいたしております。

議案第 26 号平成 22 年度にかほ市一般会計予算中、総務部、消防本部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員に関する事項、その他、これも全員の賛成により可決をいたしております。

議案第 36 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 10 号）中、総務部に関する事項、これも全員の賛成により可決をいたしております。

若干審査の内容について申し上げます。

年度末を控え、歳入額決定の増減、歳出額の事業終了、または精算見込み、入札差額などですが、委員会で質疑や意見があった一部について申し上げます。

歳入の 1 款 4 項の市たばこ税は、健康意識のあらわれが大幅に減収しておりますし、6 項入湯税については市内 8 ヲ所の施設から納めていただいておりますが、観光客や交流人口の減でもあり、不況の影響はいなめないようであります。

歳出では、2 款 1 項 1 目生活バス路線運行補助金について、次年度からは通学補助なども換算すると、ランニングコストで 1,000 万円以上の削減が期待されるようであります。

2 款 4 項選挙費は、終了や無競争に伴う精算が大部分ですが、4 月施行の市議会議員選挙のポスター掲示板の予算は今年度中に計上されております。予算としては 33 区画を見ており、設置場所については相当の精査を加え、平成 18 年時の 182 ヲ所から 29 ヲ所減の 153 ヲ所にするということで、ことし 1 月 15 日開催の選挙管理委員会で承諾を得ているようであります。

9款1項2目消防団員報酬の減ですが、にかほ市消防団の組織等に関する規則では定数を650人としておりますが、予算は実数に合わせて615人で計上しており、実質は602人分の報酬となったようであります。団員の減少について、訓練の方法、勧誘や職場へのPRなどを話し合っております。

同じく9款1項5目19節の木造住宅耐震診断補助金の減額は、当初50戸を見込んでいましたが8戸にとどまるということで、昭和56年以前建築の住宅が対象で、平均的なところで6万円程度かかるようですが、その半額の3万円を上限に補助するということであります。問い合わせは数十件あったものの経費負担を伴うことから、現在の経済状況からなかなか申請まではいかないというようなことでありました。

議案第26号、歳入については、やはり市民税の落ち込みが著しく、これまでに経験のない状況とすることで、その分、地方特別交付金や地方交付税、国や県からの補助金、市債などでやり繰りをし予算編成を行ったようであります。その結果、財政調整基金繰入金が増えという極めて異例な状況でありました。早く経済情勢が好転することを願わずにはられません。

歳出の1款議会費の審査の中で、委員会として議会事務局体制の充実、強化を要望しております。間もなく改選を迎え、議員数は減少するわけですが、これまで党派制の実施、そして議会基本条例や政務調査費の条例制定に向け鋭意準備を進めているところでもあり、市民と議会、当局と議会とさまざまな場面で対応していく上で事務局の役割も重要になってまいります。ちなみに比較的規模が似通っている潟上市で7人、仙北市で5人、北秋田市で5人となっており、当市の正職員3人は少ないと思われまます。

2款1項4目財産管理費の13節委託料、各種管理委託料の中に釜ヶ台小・中学校の浄化槽や電気保安などの委託料計約13万円が含まれておりますが、地元の要望や今後の利活用についての質問がありました。地元からは体育館の使用について要望があったようですし、プールは今回の条例改正で社会体育施設となりますし、校舎本体については多少の意見はあるようですが白紙の状態です今後の検討課題としております。

2款1項9目13節の地域新エネルギービジョン策定事業では、平成15年と平成16年に旧金浦町で地域新エネルギービジョン、地域省エネルギービジョンをまとめた経緯がありましたが、にかほ市として市の特性を見据えた初期ビジョン、エネルギーの基礎データの収集などを行い、将来的にはエネルギーの地産地消、公共施設も含めた利活用、費用対効果というようなことも視野に入れているようで、今回はあくまでも基礎的なビジョン策定ということのようであります。

2款1項11目の交流促進事業の中の縁結び・めぐりあい事業では、さきに資料も配付になっておりますが、秋田県少子化対策包括交付金事業の一環として、ここの予算では仕事と家庭、育児の両立支援パンフレット作成、キラキラにかほめぐりあい支援、婚活wishトーク&コンサート、若者交流、出会いツアー委託の五つの事業を行うとしております。

2款2項徴税費では、滞納整理についての質疑がありました。県の整理機構の設置などの説明を受け、インターネットオークションのこれまでの状況なども伺っておりますが、予算としては動産等の差し押さえ販売を500万円ほど見込んでいるようであります。

9 款消防費については、项目的に昨年と大きな違いはなく、消防の広域化について質疑が集中しました。昨年の説明では事前協議を行いながら平成 24 年度までに広域化を図りたいとしており、今回の説明でも平成 22 年度内に協議会を設置して、平成 23 年度で一定の結論を出し、平成 24 年度のいわゆる合併というスケジュールは念頭にあるようであります。県内各市の例は足踏み状況ということで、事前協議で折り合いがつかなかったり経費負担で話し合いが進まなかったりの現状のようです。市町村合併と同じ考えで強制ではないようですが、法的に合併時の財政特例はさほど期待できず、合併によるメリットも見えてこないという状況のようであります。また、都市密集の地域ではないため、効率の面でもどうかとの見方もあります。委員からは、くれぐれも慎重にとの意見が出ております。

9 款 1 項 6 目の防災無線関係では、平成 21 年・平成 22 年度の 2 ヶ年の事業ということで、おおむね順調に推移しているようです。平成 22 年度は避難看板等の設置が事業に加わってきますが、委員からは、災害によっては必ずしも避難場所が安全とは限らない。津波の場合などを想定して避難場所の変更や看板表示に工夫をすることなどの意見がありましたが、これからの作業なので十分検討するというものであります。

また、去る 13 日未明、札幌市のグループホームで 7 人が死亡した火災が話題となり、市内の状況、あるいは防火体制はどうなっているのかということについて伺っております。市内には消防法上区分する施設として特養、身障、デイ、ショート、ケアハウスなど 24 施設あるということであります。実際の建物は 13 ヶ所 15 棟という現状のようです。平成 19 年 6 月の法改正によりスプリンクラーの設置義務については、延べ面積 275 平米以上で対象施設は 10 ヶ所あるようで、うち 4 ヶ所は設置済みで、残る 6 ヶ所については平成 24 年 3 月 31 日までの経過措置があり、順次設置に向け、署でも事前相談に応じるなど指導をしているようです。署では、消火器、火災報知機の設置、消防計画、避難訓練の実施状況など 10 数項目の指導、点検を行っているようですが、施設の収容人数によっても差異はありますが、消防設備、消火管理等の面で、いずれの施設も違法はないようであります。また、施設によっては夜間当直が最少 1 人から最大 5 人となっているようですが、避難訓練は年 2 回、夜間を想定して実施させ、防火管理、安全管理を徹底しているとのことでありました。

このように消防本部では、さまざまな点検、指導、相談業務を行っておりますが、何よりも施設自体の細心の安全管理、対策、備えが重要と思えます。

以上、報告を終わります。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。10 番加藤照美教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（10 番加藤照美君）登壇】

教育民生小委員長（加藤照美君） それでは、去る 11 日、当委員会に付託になりました審査が終

わっておりますので、その報告をいたします。

議案第 18 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 9 号）について、議案第 26 号平成 22 年度にかほ市一般会計予算について、議案第 36 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 10 号）について、いずれも市民部、健康福祉部、教育委員会に関する事項であります。

全員の賛成により可決いたしております。

次に、審査の内容について若干申し上げたいと思います。

議案第 18 号につきましては、年度末を控え、それぞれの事業の確定、精算などによる内容となっております。

委員からの質疑や意見については、11 日の本会議でも出ましたが、社会福祉総務費の扶助費の減額については、当初の計画では 1,400 世帯分の 2,000 台の火災警報器の取り付け委託料を予算計上しておりましたが、実績としては 926 世帯で 1,085 台の取り付けになったことと購入単価、あるいは取り付け委託料が予想以上に安く、そしてまた給付を必要としない世帯が多く、62.46%の大きな減額となったとの説明をいただいております。これについては入札の結果に加え、事前に給付を必要としない世帯を把握できなかったことが大きな原因であるとの答弁をいただいております。

次に、新型インフルエンザワクチン接種委託料の減額につきましては、接種回数が 2 回から 1 回に変更になったことと、小・中学校での接種対象者が減少したことによるものであるとの説明をいただいております。1 月 27 日から開始されている高齢者のワクチン接種につきましては、接種率 19.5%、2 月 8 日から開始されている健康成人への接種率は 3.3%と低くなっており、原因として考えられることは、新型インフルエンザの流行が現在収まっていることと罹患者がほとんど低年齢者であるからではないかとの答弁をいただいております。

次に、議案第 26 号につきましては、当委員会が所管するのは戸籍住宅基本台帳費、社会福祉費、児童福祉費、生活保護費、保健年金費、保健衛生費、清掃費、教育費の人件費や会議費、委託料や負担金補助金及び交付金や扶助費など、市民の福祉向上に関係する予算であります。

歳入につきましては、平成 22 年度から新たに実施されます子ども手当と国・県からの各事業への負担金、起債の償還金や、午ノ浜、けやき、はんの木等の各施設の使用料が歳入の主な内容となっております。

歳出につきましては、老人福祉費の家族介護援助金につきましては、対象者は平成 22 年 1 月末現在で 421 名おり、うち施設に入っている方が 192 名、在宅が 159 名、残り 70 名の方が入院、療養との説明をいただいております。

次に、介護保険事業費の中の介護施設開設準備経費補助金については、本荘由利広域の介護保険事業計画に基づき実施される事業であります。内容については、開設準備に係る費用を対象として、1 人当たり 60 万円を限度に補助されることと認知症高齢者グループホーム、ワンユニット 9 人の施設整備事業であります。これについてはすべて国・県の補助金でありまして、市からの持ち出しはないということでありました。

次に、子ども手当の支給要件と支給額については、中学校修了までの児童を対象に受給者の所得制限は設けないとともに子供の年齢や出生順位にかかわらず一律に月額 1 万 3,000 円を支給する内

容であります。支払い時期は6月、10月、2月との説明をいただいております。支給対象児童は3,426人で、支給総額は4億4,538万円ということであります。

次に、後期高齢者医療費の保険料引き上げと滞納状況については、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に基づいて決定されており、保険料の算定については条例に基づいて保険料必要見込み額を算出したとの説明をいただいております。滞納状況については、平成20年度分は3名で47万5,800円となっているようであります。

次に、斎場管理委託料につきましては、青松苑の常駐管理人が加入している全日本葬祭業厚生年金基金が破綻したことによる事業主負担が不要になったことと人件費相当額が下がったのが主な内容であります。

次に、住宅用太陽光発電システム導入事業費補助金については、平成21年度に市民、事業者、行政が一体となってCO₂の削減に取り組むために、にかほ市地球温暖化対策地域協議会を設立し、温暖化防止に積極的に活動しているようであります。しかしながら県の住宅用太陽光発電システム普及補助金の利用状況については、ほかの市に比較すると大変低い利用率となっているようであります。そういったことから、市独自の補助制度も立ち上がることから、利用促進を積極的にPRしていきたいとの説明をいただいております。

次に、清掃センター運営費のごみ焼却炉等補修工事費についてであります。稼働年数の経過とともに補修箇所も年々ふえてきている状況であり、修繕、工事費についても年々増加傾向となっているようであります。由利本荘市との協議については、県のごみ処理広域化計画に基づき協議を進めてきましたが、由利本荘市側の財政的な事情から計画を繰り延べざるを得ない状況となっているようであります。その後、施設規模や稼働形態の検討、既存施設の活用などの検討などいろいろなケースの事業費の試算などの検討を重ねながら早期実現に向け連携を図ってきましたが、国のほうでは社会資本の延命化を図り、期間改良事業も交付金対象とする予定とのことから、4月以降に示される交付要綱の詳細を十分検討しながら既存の施設の延命化による広域化も視野に入れながら由利本荘市と協議していきたいとの説明をいただいております。

次に、生活サポートについてであります。村上議員と竹内議員からこの件に関して委員会に質疑通告が出ております。第1点目の待遇面については、現在の待遇より安定した雇用形態及び待遇になるとの説明をいただいております。現在のサポートの雇用形態については、地方公務員法一
要するに地公法に抵触する雇用形態で行ってきましたが、生活サポートを地公法に抵触しない1年ごとに変わる雇用形態で行った場合、生活サポート者の雇用に対する不安はもちろんのこと、児童・生徒が安心できる環境にならないと考えられ、障害を持った児童・生徒への生活支援及び学習支援により、子供が安心できる環境のためにも生活サポートについては複数年にわたりサポートできる民間委託を取り入れるものであるとの説明をいただいております。このことにより、生活サポート者も1年ごとにやめることなく委託先の社員として安定した雇用が確保されることになるようであります。財政面については、消費税及び業務管理費等が増となりますが、児童・生徒の安心できる環境面、あるいは地公法による雇用形態等を含め民間委託すべきものであり、業務管理費については今まで市の職員が行ってきた賃金、各種保険等の業務管理等が軽減されることになるとの説明を

いただいております。委託先については、市内に本社のある業者と考えているとのことであります。

次に、議案第36号については、特に報告することはございません。

以上で報告を終わります。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。16番竹内賢委員。

16番（竹内賢君） 一つだけ伺いたいと思います。160ページのフェライト子ども科学館の管理費の中で162ページに施設管理案内業務委託料1,121万9,000円についても民間会社に転籍して、いわゆる転籍型外部委託というふうにしてなっております。その場合の予算の1,121万9,000円の内訳、例えば業務管理費がどのくらいで、消費税がどのくらいで、そういうものについての算出した予算内容について委員会として審議されたのか伺いたいと思います。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（加藤照美君） その件に関しては、詳細には審査しておりませんが、民間会社に転籍していただく臨時職員のその賃金等であるとの説明であり、それ以上のあれはありません。

一般会計予算特別委員長（山田明君） よろしいですか。

【16番（竹内賢君）「仕方ありません」と呼ぶ】

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。9番伊藤知委員。

9番（伊藤知君） 142ページ、今話があった生活サポート業務委託、その委託するという意味は十分理解できるのですが、例えば障害を持っている子供たちにとってその生活サポート支援していただけるということは非常にありがたいことなのですが、子供たち自体の障害の持っているものというのがいろいろ多岐にわたると思うのですけれども、そのときにその委託する、サポートする人の採用に関して、どのような形で採用するのかというお話し合いはしたものでしょうか。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（加藤照美君） 暫時休憩をお願いします。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時32分 再開

一般会計予算特別委員長（山田明君） 再開します。

教育民生小委員長。

教育民生小委員長（加藤照美君） この面接に関しては、教育委員会で面接するということの説明でありましたので、あとその内容につきましては審査しておりません。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 12番村上次郎委員。

12番（村上次郎君） 幾つか細かい点も質問しますので、ゆっくり質問します。

一つは、業務委託先は市内ということのようですが、市内にはこの種の派遣業務を行っている事

業所といえいいですか会社というのはどこどこあるか、既に調査はしていると思うわけです。その委託されるかされないかは別として、どんな業者があるかということについて一つ目質問です。

二つ目、確か公募するときには市職員、市の臨時職員だというふうにして公募しております。それが間もなく市職員だと思って入ったら民間に委託されると、こういうその募集の仕方に問題がないのかどうか、この点が二つ目です。

三つ目、権利義務のことがあります。例えば勤務時間、休暇、あるいは勤務日数、特に学校の場合は長期休業ということもあるので、こういう勤務の内容、それから仕事をした後の報告、あるいは研修、それからサポートしている人同士の意見交換、こういうことも当然出てくるわけです。ですから、そういうことが勤務時間や勤務の形態とあわせてどのようになっているか。そして、指揮命令の系統はどのようになるのか。派遣会社が行うのか、派遣先で行うのか。それから、各種社会保険料もありますが、こういうものの支払い市でやるのか、あるいは委託先でやるのかどうか、こういうことについても協議したかどうかと。

さらに四つ目、事故発生の場合、子供との関係ですからいろいろな場面が想定されます。それは
－ 具体例を挙げなければちょっと答えにくいかもしれませんが、そういう場合は市が責任を持って行うのか、あるいは派遣している会社が行うのか、こういうことも損害賠償等の訴訟が起きたときにどうなるかということも出てくるわけです。その点が協議されたのかなというので。

それから最後ですが、何か地方公務員法の関係で同じ職場に置かれないとかそういうことがあるようですが、継続するには委託だというふうに話されていますが、市内の各庁舎にいる臨時職員などを見ましても半年、あるいは1年で切れるわけです。そしてまた同じ人を採用している、働いてもらっているという例が私の目から見てもあるやに見えます。ですから、そういうこととの整合性はどうなるのか、こういうちょっと細かい点が多いのですが、初めてやるということについてはいろいろ懸念があるものですから、そういう点について委員会で協議されているかどうか、協議されていましてその点についてお答えを願いたいと思います。

【教育民生小委員長（10番加藤照美君）「暫時休憩を求めます」と呼ぶ】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 暫時休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時38分 再開

一般会計予算特別委員長（山田明君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

教育民生小委員長。

教育民生小委員長（加藤照美君） まず最初に、最初に報告したとおりであれなんですけれども、この委託
－ 生活サポート者を委託するというそもそもの目的は、その地方公務員法に触れるということでこういうような形態をとったとの説明をいただいております。

市内に該当するその業者が何社あるのかということなのですから、この点につきましては、

ただ市内に本社のある業者としか説明を受けておりません。

それから、勤務については、今までと同じ内容となります。

事故が発生した場合ということでありましたけれども、その点に関しては、その事故の内容、あるいはそういったいろんな発生した場所うんぬん等々で、そこら辺は委託先になるのかどうかというのは、その時々、事故の発生状況で変わってくるということでございます。

あと何ありましたか ー。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 休憩します。

午前 10 時 40 分 休 憩

午前 10 時 41 分 再 開

一般会計予算特別委員長（山田明君） 開会します。

教育民生小委員長（加藤照美君） 保険関係はその ー 市のほうで持っている と ー 予算 ー その予算の委託金の中に含まれる という ー。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 村上さん、よろしいですか。12 番村上次郎委員。

12 番（村上次郎君） 公募の仕方、これについてはちょっと触れていないようですから、公募は市職員と。入ってみたら委託されると。こういうことについていいのかなというふうに思うものですから、その点について協議されましたかというのと、それから、ちょっとややこしい問題なのですが、仕事をした内容の、たいていは業務報告とかというのを勤務先、あるいは委託先、あるいは会社に報告を出すわけです。そういうのをどういう形でどういうふうになるのかというのは、子供を扱うという特殊性があるものですから、その内容の報告先、あるいは報告の仕方によってはプライバシーの問題にかかわるというようなことが出てくる場合があって、学校関係はこの点についても大変気を遣っているところだと思えます。ですから民間委託の場合、そういう報告等のプライバシーの問題が民間にも入っていくのかどうかということがあります。

それから、もう一つ、これも一つ答えていないのですが、他の職場では3年以上断続しながら勤務しているというのが見えると私は見ているのです。ですから、そういう例と比較して、学校だけこういうふうになるというのはちょっとどうかなと思うものですから、そういう例があるかどうかということなど他と比較しての検討がなされましたかどうかということです。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ーたん休憩します。

午前 10 時 44 分 休 憩

午前 10 時 46 分 再 開

一般会計予算特別委員長（山田明君） 再開します。

教育民生小委員長。

教育民生小委員長（加藤照美） 先ほども答えましたけれども、通告以外のことは審査していません。市役所内にも臨時職員が結構おられるので、そういった法律的なことにも触れるということから、生活サポートが最初にそういった形態でもって行って、徐々に臨時職員の方々に対しても、そういうような方向でいくような説明はいただいております。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 22番佐々木正己委員。

22番（佐々木正己君） 委員長に清掃センターの修繕に関して1点お聞きします。私も議案質疑で聞いておりますが、由利本荘市との協議を4月以降、国の補助金並びに交付金等を見ながら協議を進めたいという委員長の報告でしたが、その協議のですね、今後の4月以降の時間的な、あるいは回数的な具体的な協議について当局から委員会で聞いているかどうか、聞いていたらお願いしたいのですけれども。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（加藤照美君） この廃棄物ごみ焼却場の件については、この由利本荘市
— 今現在、由利本荘市内で3施設があるそうです。その3施設を一つの施設に統合しようということで、平成18年に再度協議会を立ち上げて協議しているようでございます。— 新しいその
— 処理方法等も考えながら建設に向けての協議会を立ち上げているというような説明は受けておりますけれども、ただその
— まだ不透明な部分があるわけで、いつ建設するというような説明は受けておりません。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 22番佐々木正己委員。

22番（佐々木正己君） 建設時期じゃなくてですね、4月以降、具体的に、4月に入ってとか、あるいはこれから何回やるとか、そういう具体的な協議について当局から説明を受けているかということなのですが。具体的に4月に入って早々やるとか、具体的なことを聞いているかということです。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（加藤照美君） 当局との話し合いが年に何回持たれているかというような委員会での質疑はございませんでしたけれども、ただ、由利本荘市のその3施設も大分古くなっているということで、先ほど委員長報告でも申し上げたように、今その国の制度改正によりまして、国のほうの考え方も変わってきているようでございます。それで既存施設の活用の検討とか、あるいは4月以降なのですけれども、国のほうからの交付要綱、その点も詳細に検討しながら話し合いをしていきたいということは説明いただいております。

【22番（佐々木正己君）「いいです」と呼ぶ】

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに。17番佐藤元委員。

17番（佐藤元君） 1点だけ、168ページの下段、歴史の郷づくり事業費、廃目になっているわけですが、これはどのような説明を受けていたのかちょっとお伺いします。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（加藤照美君） この歴史の郷づくり事業、この廃目については、もう終了し

たという説明だけでございます。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 佐藤元委員。

17番（佐藤元君） そうすると、委員の中からは、この事業に対してのいわゆる質問は当局に対してはなかったと、そういう解釈でよろしいですか。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（加藤照美君） 委員からはそういう質問はありませんでした。

【17番（佐藤元君）「了解」と呼ぶ】

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。22番佐々木正己産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（22番佐々木正己君）登壇】

産業建設小委員長（佐々木正己君） それでは、当委員会の予算の審査結果を御報告いたします。

まず、お手元の報告書のとおり3議案とも全員の賛成で可決に決しております。

最初に、議案第18号平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）についてであります。

若干中身について触れたいと思います。

歳入の13ページに開発行為許可申請手数料31万6,000円があります。委員からは、場所はどこだということが出まして、平沢の境田地区、金浦の特別養護老人ホームの建設予定地区の造成に関してということで、ほとんどの面積は金浦の地区だということであります。

それから、17ページの商工費補助金、緊急雇用創出並びにふるさと雇用創出の事業に関してであります。両方とも1,800万円を超える減額が出ておりますが、説明では、それぞれ事業の減少に伴う減額だということであります。

それから、37ページの緊急雇用促進助成金800万円計上されておりますが、この中身はですね、にかほ市の工場の離職者44人を地元の会社1社でもって正社員として雇用したためということで、委員からは大変よかったという声であります。

40ページにまちづくり交付金事業費があります。これについての交流センターの建設についてどうなのかということが委員から出まして、担当課では5月ごろに県との協議に入り、要するに建設を今のところ見送るという協議だようではありますが、それは5月ごろに行うということになります。

なお、委員会の前日、14日の日曜日だったのですが、担当課のほうで金浦の町内会でこのことでの説明会を行ったところ、その会場では建設推進の声はなかったという説明を受けております。

続きまして、議案第26号平成22年度にかほ市一般会計予算であります。

102ページの収納アドバイザー業務委託料60万円計上されております。この件については委員からですね、どうも作業のスピードがおそいのではないかという声が出ておりました。それに対しましてですね担当のほうでは、予算が通り次第、予定者といろいろ協議をして具体的に予定者の意向

を聞き、若者に向けて、あるいはその一般の人に向けて農業に対して興味を持ってもらうようないろいろなメニューを設定したいということでありました。

なお、そのアドバイザーは、にかほ市在住の元県職員で農業ばたに明るい人だという説明を受けております。

それから 103 ページのグリーンツーリズム推進協議会補助金であります。具体的には、横岡、本郷、小滝の 7 軒の農家で 1 軒 3 人 21 人を 1 泊してもらって農業に親しんでもらおうということで、ことしはまず行動を起こそうということで、期間的には夏休みを考えているということでありました。

それから、114 ページの商工振興費の共同受注システム構築事業委託料であります。現在の人数にプラス検査体制強化のために新たに 2 人を雇用したいということでありました。

なお、現在 29 社が参加の予定であります。

なお、4 月に新たに商事会社の設立に向けて動いているということで、より効果のある受注システムを構築したいというような説明を受けております。以上であります。

議案第 36 号については、特に説明、報告はございません。

以上であります。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。16 番竹内賢委員。

16 番（竹内賢君） 114 ページの共同受注システム構築事業委託料について今も報告を受けましたが、その中で 4 月に商事会社を立ち上げていくと。現在、11 人に対してプラスの 2 人で 13 人でいくと、こういう説明を前も受けていましたけれども、この 4 月というのは初めて聞きました。したがって、こういうスケジュール的なものを今、委員会で検討というか審議されて資料というかそういう説明を受けたとすれば、これは 2 年半の事業ですので、その何ていうか生産というかそういうものについて、現在はこういう内容で進んでいますと。したがって、こういう成果がありましたと。あるいはこういう ー 計画をやっていましたけれども、この点についてはもっと見直しが必要だったと。あるいは将来的にはこういう方向でいくんだけど、ここをもっと強化をしていかなければならないとか、そういう当局からの話は、あるいは説明は、資料的にも含めてあったのですか。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（佐々木正己君） 商事会社設立について資料は提出されておられません。口頭で説明を受けました。

なお、現在は補助金の関係がありますので、現在の事業を継続しながら新会社設立に向けて動いているということでありました。

それから、委員からは具体的に今指摘ありましたような成果を上げるにはということの話は相当出ました。確かに技術的なことの習得をしてですね受注を受けるというのは大変だろうと。現実、参加している会社のほうでも簡単にその自分たちの会社の製品をその担当の人が精査して営業するには相当の時間はかかるだろうというような見方をしているようです。ただ、そういうことに向けてなお一層検査 ー そういう意味で 2 人を検査ということで、さらにその精査をできるような

工夫に向けて鋭意努力をしているという説明は受けております。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 16番竹内賢委員。

16番（竹内賢君） 常任委員会、小委員会では、かなりやはりそういう話についてされたということは今お聞きしました。

そこです、やはり今、国の補助、県の — そういうものが1億円とかということであるわけですね。2年半については、これは特段の問題はないと思うのですけれども、それを以降ですね、それを一つの助走としてステップ、そしてそれを一段上がっていくと。そして企業として成功していくとか成立して雇用に結びつけたり、あるいは市内の中小企業の活性化に結びつけていくと、そういうものについて、例えばこの辺をもっとしていかなければとか、今のこの — もう残された2年の中です、そういうようなほうで市としてはこういうふうにしてやっていきたいとかというそういう説明等もあったのですか。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（佐々木正己君） そういったようなお話の中でのそのプラス2名だというふう到我々委員会では受けておりますし、具体的な技術的なことに対しては我々委員もそういうことを持てるものではありませんので、これからの新たな業務展開に向けて成功できるようなという、そういうような願望はあるということで、具体的には今のメンバーの皆さん、加えてその新たに2人、検査に雇用される皆さんの頑張りに期待せざるを得ないというような声は出ておりますが、そこまでの、それ以上のことは特に出してありません。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから議案第18号平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 討論なしと認めます。これで議案第18号に対する討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 起立多数です。したがって、議案第18号平成21年度に

かほ市一般会計補正予算（第 9 号）については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号平成 22 年度にかほ市一般会計予算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 討論なしと認めます。これで議案第 26 号に対する討論を終わります。

これから議案第 26 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 26 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 起立多数です。したがって、議案第 26 号平成 22 年度にかほ市一般会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 36 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算(第 10 号)についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 討論なしと認めます。これで議案第 36 号に対する討論を終わります。

これから議案第 36 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 36 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 起立全員です。したがって、議案第 36 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 10 号）については原案のとおり可決されました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

11 時 20 分まで 10 分間休憩します。

午前 11 時 10 分 閉 会

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午前 11 時 20 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1、議案第 5 号にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定についてから日程第 32、議案第 36 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 10 号）についてまでの議案 32 件、日程第 33、陳情第 1 号最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度確立を国に求める意見書採択を求める陳情書から日程第 36、陳情第 4 号米価の下落に歯止めをかけ、再生産できる米価の実現を求める陳情までの陳情 4 件、計 36 件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。13 番総務常任委員長。

【総務常任委員長（13 番菊地衛君）登壇】

総務常任委員長（菊地衛君） 去る 11 日、当委員会に付託になりました審査の案件が終了いたしておりますので報告をいたします。

議案第 5 号にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定について、議案第 6 号にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について、議案第 7 号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 8 号にかほ市長等の給料支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 9 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 12 号本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更について、議案第 13 号冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、いずれも全員の賛成により可決をいたしております。

陳情第 1 号最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度確立を国に求める意見書採択を求める陳情書、陳情第 2 号非核三原則の法制化を求める議会決議・意見書採択についての陳情、陳情第 3 号鳩山首相は、名護市長選挙で示された民意を尊重し、『公約』を守ることを要請する意見書について（陳情）、いずれも全員の賛成により採択をいたしております。

若干審査の内容について申し上げます。

議案第 5 号は本会議でも説明、質疑も多くあったように、歳出に占める人件費の割合がどうしても多く、行財政改革の一環としての組織再編成で市長部局を現行の 5 部 23 課から 3 部 18 課へと移行されるもので、1 課 10 人程度の編成とし、「係」と限定した名称から「班」という編成の中で人を動かしやすい、あるいは職員自身が動きやすい体制を目指し、職員の意識改革にも寄与するとしております。そのためにも職員の研修もさらに充実を図っていくとのことであります。

委員からは、高齢者福祉、子育て支援の拡充のため、いきいき長寿支援課とすくすく子育て支援課を独立させて政策の推進を図ってきたが、統合によって後退しないかとの質問、意見が出ました。当局では、特に職員が減少することもなく、内容については従来どおり推し進めていくとのことでした。

また、職員数の適正化はどこまで進めていくのかとの質問には、にかほ市行財政改革大綱第二次

計画に示されているように、平成 25 年・平成 26 年度までに総務省自治行政局からの類似団体の職員数状況から 260 人、250 人体制を目標としており、現在の職員数もおおむね平均的な数値となっているようであります。さらにこの件で職員組合への説明、あるいは協議についてはどうなっているかとの質問には、これまでも庁舎内プロジェクトチームで組織再編を進めているとの話はしてきたようですが、この再編案の新体制については 18 日、昨日になります。説明を行い、執行部と職員との共通認識を醸成していくとの回答でありました。

また、分庁方式での業務、サービスセンターの位置づけについても質疑がおよびました。前述のプロジェクトチームの協議の中でも合併時の市民サービス低下を招かないための方法ではあったものの、合理性や本課との連携などで課題も出ているようで、今後の公共施設再編の協議とともに検討課題としているようであります。

本会議で教育委員会は平成 22 年度からという説明がありましたが、公民館、勤労青少年ホーム、記念館、体育館等々の類似施設が多いことから、先ほど申し上げた公共施設再編協議の推移で設置条例の改正などの関連も考えられることから、との説明を受けております。

そのほかには、にかほ市の行政施策のメインがあらわれるような特徴的な組織編成にすべきというようなさまざまな意見や質問が出されましたが、総じて懸念されることは、コストや職員の削減による行政サービスの低下ということで、この点については議会としても今後も鋭く検証していく必要があると考えております。

議案第 6 号は、議案第 9 号の月 60 時間以上の時間外勤務手当の支給割合の改正とも関連がありますが、長時間労働の防止ということで既に労働基準法は改正されており、国の人事院勧告、そして県の人事委員会の勧告により、時間外勤務の代休時間を新設するもので、委員からは対象になる職員がいるのかとの質問がありました。答弁では、まだ年度途中ですが 11 人で延べ 17 ヶ月という状況だということでありました。主に決算時期の事務量の増大、確定申告時の時間外などがあるようであります。今回の改正により代休を 1 日、半日、1 時間単位でとれるようになり、給与の面でも職員の待遇改善が図られることになるようです。

議案第 13 号は、これまでも非常に有利な起債で事業を進めてきておりますが、今回の計画は本会議でも説明があったとおり、ひばり荘の湯水対策として水道設備の改修を行うものです。委員からは、釜ヶ台小・中学校の統廃合により辺地度点数に変化がないのかとの質問が出ましたが、3 月現在時点の概要で示されているため来年度からは変わるということのようであります。ただ、この事業の整備計画は辺地度点数 100 以上、5 平方キロメートル以内に 50 人以上の人口という要件を満たしているのも特に影響はないと思われそうです。

陳情第 1 号については、平成 21 年 3 月定例会で全く同じ陳情を採択し、議提でも当時の麻生内閣に意見書を送付しておりますが、今回は政府、内閣が変わったことによるものと思われそうです。委員会では、昨年の議論を踏まえ、最新の地域別最低賃金の全国一覧表、あるいは生活保護の水準表などを比較しながら前回と同様の結論を出しております。

ちなみに、秋田県は平成 21 年度の改定で前年の 629 円から 632 円と 3 円ほど上昇していますが、委員会の試算で 1 日 8 時間 1 ヶ月 25 日働いて 12 万 6,400 円となります。一方、生活保護について

は、にかほ市の地域区分、支給対象の世帯別区分、最低賃金保障水準などの単純な平均値ではありませんが、16万4,802円となり、働きたい人の労働意欲にも影響があると思われます。

陳情第2号は、文面にもありますように、アメリカのオバマ大統領就任以来、非核化を世界に向けて発信しており、唯一の被爆国としての日本人としてこういった運動のうねりを高めていく必要があるとの意見がありました。また、市内には「非核平和宣言都市秋田県にかほ市」という看板も設置されており、さらに今議会に広島・長崎両市長名で「核兵器廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議について」という書面も届いており、法制化は必要であるとの結論に至っております。

陳情第3号は、日本の国防、外交、安全保障にかかわる問題で非常に難しい議論となりました。沖縄の安全や生活保障、名護市、沖縄県議会、沖縄県知事、それぞれこの問題には地方の民意が明確に示されており、私たちの立場といたしましても地方自治体、地方住民の民意と国策との関係などにも議論が及び、当然のことながら地方の民意も国策に反映されるべきで採択といたしております。

以上、報告を終わります。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前11時31分 休憩

午前11時32分 再開

議長（竹内睦夫君） 再開します。

菊地衛総務常任委員長。

総務常任委員長（菊地衛君） 先ほどの報告の中で訂正をいたしたいと思います。

勤務時間の数値が間違っておりましたので訂正をいたしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前11時32分 休憩

午前11時33分 再開

議長（竹内睦夫君） 再開します

菊地衛総務常任委員長。

総務常任委員長（菊地衛君） 先ほどの報告の中で数値の訂正がありますので、訂正をお願いいたします。

議案第6号の報告の中で、時間外の人数ですけれども、年度途中だが11人、人数は合っております。延べの時間が「17時間」でなくて「17ヵ月」ということですので、訂正をお願いいたします。（該当箇所訂正済み）

議長（竹内睦夫君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑ないようでございますので、これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。10 番加藤照美教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（10 番加藤照美君）登壇】

教育民生常任委員長（加藤照美君） それでは当委員会に付託になりました議案の審査が終わっておりますので、その報告をいたします。

議案第 10 号にかほ市プール条例の一部を改正する条例制定について、議案第 15 号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて、議案第 19 号平成 21 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 4 号）について、議案第 20 号平成 21 年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 21 号平成 21 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）について、議案第 27 号平成 22 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について、議案第 28 号平成 22 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について、議案第 29 号平成 22 年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第 30 号平成 22 年度にかほ市老人保健特別会計予算について、議案第 31 号平成 22 年度にかほ市簡易水道特別会計予算について、いずれも全員の賛成により可決いたしております。

次に、審査の内容について若干申し上げます。

議案第 10 号については、学校の廃止に伴い一般財産に管理移管し、地域から要望のありましたプールにつきましては社会体育施設としてスポーツ振興課が管理することになります。今後の管理、運営につきましては、地元の方々とも協議し、地区以外の方がもし利用したいとなった場合は管理、運営方法がはっきりした段階で対応したいとの説明をいただいております。

議案第 15 号については、簡易水道特別会計への繰入れについてであります。起債の償還金など簡易水道を運営するための費用の一部を一般会計から繰り入れる金額の限度額を定める内容であります。

議案第 19 号につきましては、歳入で一般被保険者、退職被保険者、それぞれの収納状況などからの増額分と現在までの実績から見て国庫負担金の増額が見込まれることからの増額、療養給付費交付金については、診療報酬支払い基金からの交付金の見込み額が決定したことに伴う減額補正であります。一般会計からの繰入金につきましては、保険基盤安定負担金と財政安定化支援事業の繰り入れ基準額が確定したことに伴う内容で、歳出につきましては一般被保険者、退職被保険者、それぞれ交付金の増減があったことから財源の振り替えを行い、予備費で歳入歳出の調整をとっている内容となっております。

議案第 20 号につきましては、歳出負担金の減額の理由についての質疑が出ております。この会計につきましては、市町村で保険料を徴収し、毎月その額を広域連合に報告し、それを負担金として納付している会計であり、今回の減額は広域連合で当初に見込んだ保険料と実際に徴収される保険

料との差額であるとの答弁をいただいております。

議案第 21 号につきましては、歳出の減額に伴い水道使用料と一般会計繰入金を減額して調整している内容ですので、特段報告することはありません。

議案第 27 号につきましては、歳入については現在の経済不況が続く中で所得の減少が見込まれることから前年度に比べて 2.9%の減、歳出についてはレセプト点検を国保連合会が行うことになったため委託料が大幅に下がっている内容となっております。運営協議会につきましては、メンバーが 10 人中 4 名の方が変更となるようであります。任期につきましては、ことしの 1 月から 2 年間の任期で、今月の 26 日に初会合を開き、会長、職務代理者が決まるとの説明をいただいております。

議案第 28 号につきましては、通常業務の予算計上となっております。歳入については平成 21 年度の実績をもとに見込んだ計上であり、前年度と比較して 1,270 万円減収ということでの内容となっております。財政調整基金からの繰入金については、平成 22 年度においては高額な医療機器の導入や更新計画がないことから、この繰り入れについては診療収入の減少を補うために置いたとの説明をいただいております。これによりまして基金残高は 1 億 295 万円ほどになるということであり

ます。

議案第 29 号につきましては、特別徴収で 100%、これについては年金からの天引きになっていることから 100%の収納率を見込んでおります。普通徴収では 96%の収納率を見込み、一般会計繰入金については事務費に係る分と低所得者の保険料軽減分を補てんする保険基盤安定に係る分として一般会計から繰り入れる内容であります。政権交代後のこの制度に対しての動きについては、国のほうでは改革会議において今後の制度について検討を行っており、その会議の経過等は広域連合から市町村に資料の提供はあるようですが、広域連合、市町村の事務レベルでは、これまでと同様の事務処理をしており、具体的な動きというのは現在のところないようであります。

議案第 30 号につきましては、この制度は平成 22 年度で終了となりますので、支払い基金に県と市のそれぞれの負担割合を計上となっております。

議案第 31 号については、市内 10 ヲ所の簡易水道の使用料と施設整備に対する国の補助金、事業債などが主な歳入の内容であり、歳出の維持管理費については、施設整備に係る業務委託料や工事請負費など新たに事業費として計上したため前年度と比較して大きな減額となっております。事業費については釜ヶ台地区と前川大竹簡易水道事業関係の整備事業費が主な内容となっております。前川簡易水道事業と大竹簡易水道事業につきましては、平成 22 年度の工事が完成しますと、平成 23 年度からは上水道に移管する予定との説明をいただいております。

以上で報告を終わります。

議長（竹内睦夫君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。はい、12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 議案第 29 号の平成 22 年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算についてですが、先般、広域連合の議会で保険料の引き上げ、これが提案されて決まったということなわけですが、その値上げについての委員会での協議、そういうことはありませんでしたか。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前 11 時 44 分 休 憩

午前 11 時 46 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 再開します。

教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長（加藤照美君） 当委員会では、そのような質疑は出ておりませんでした。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑ないようでございますので、これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。22 番佐々木正己産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（22 番佐々木正己君）登壇】

産業建設常任委員長（佐々木正己君） それでは、当委員会に付託になりました議案並びに陳情についての報告を行います。

まず、お手元の報告書にありますように当委員会に付託になった議案、それと陳情、すべて全員の賛成により可決並びに採択になっております。

議案第 11 号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本会議でも質疑がありましたけれども、当委員会でも当局のサービス精神はいいものの、何か事故があった場合に責任問題等が発生して大変なことになるのではないかと、そういう懸念があるという声がありまして、当局では、アスファルトでしっかり整備した事業は補助事業であって原則貸せないのだからということで、今後は南側に未舗装地の市有地があるので、要望があった場合にそこを貸すようにしたいというような答弁をいただいております。

それから、議案第 14 号公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結についてであります。

9,140 万円の差額が出ておりますが、これについては、この減額は設計積算の精算、入札差金によるものだということであります。

議案第 16 号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて並びに議案第 17 号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて、これについて説明はありません。

続きまして、議案第 22 号平成 21 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について並びに議案第 23 号平成 21 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について、議案第 24 号平成 21 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 3 号）について、議案第 25 号平成 21 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 4 号）については、特に説明はありません。

議案第 32 号平成 22 年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について、これに 283 ページの一般管理費の 19 節に水洗便所等改造資金助成金及び利子補給金 84 万円があります。これは水洗にし

た場合に1件当たり1万円の補助金、約80件分を見ているということなのですが、これは予算の額そのものよりも委員からですね、ほかの補助事業があるわけです。例えば住宅リフォーム、それから太陽光発電など、それと重なった場合にどうなるんだというようなことがありました。というのは、住宅リフォームで助成金を受けたからこちらのほうのトイレのほうはないよというようなことにならないように、ぜひ各課横の連携を取り合って申請者が有利になるように、要するにダブル助成金も受けられるようにということで、今後そのような作業を進めていただきたいという要望が出ております。

それから、議案第33号平成22年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について、これについては特にありません。

議案第34号平成22年度にかほ市ガス事業会計予算について、これについては民営化の動きはどうなっているんだという質問が委員から出まして、目下審議会で審議中であるということです。平成21年度は4回開催していて、平成22年度には審議会からの答申を平成22年度中にいただきたい、そういう予定を立てているということであります。また、メンバーですけれども、審議会の委員長並びに副委員長は、秋田大学、秋田県立大学の先生が就いているということであります。

それから、議案第35号平成22年度にかほ市水道事業会計予算についてであります。これにコンビニからの入金ということでの項目がありまして、これに対して質問が出ました。担当のほうでは予想を大きく上回って100件ほどではないかと予想していたところ350件から400件ほどになっているということで、トラブルは今ももう全くないということであります。

陳情第4号米価の下落に歯止めをかけ、再生産できる米価の実現を求める陳情、これについては特に異論なく採択に決しております。

以上であります。

議長（竹内睦夫君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 一つはですね、議案第11号について、私が本会議で議案質疑をした際の建設部長の答弁と、それから産業建設常任委員会で審議をされて当局の答弁というかそういうものと、かなり大きい違いがあるのですが、それらについて本会議での議案質疑に対する説明というか、これとの差について、どういう当局からの説明が — 説明というかそれを埋める説明があったのかですね、その辺についてが一つです。

二つ目は、ガス事業の関係で議案第34号ですが、これも質疑をしているのですが、ホルダーの、いわゆる砂子島工場のホルダーの撤去については735万円ということで、ホルダーだけの撤去であります。そして平成23年度と平成24年度で三丁目塩越のいわゆる事務所とか、あるいはタンクとかそれらと一緒にそのほかの施設については撤去をし、あるいはさら地をしていくと、そういう説明だったと思うのですが、それらについて詳しいやりとりというか審議がされたのかどうか伺います。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（佐々木正己君） 松ヶ丘の駐車場については、竹内議員から申請書を提出

すればどうかとか、たしかそのような質疑があったと思いますが、日割にすると66円になるそうです。そういったような手間暇をかけて申請書を提出してもらおうというようなことは、現実にそぐわないのではないかという説明がありました。大前提はですね、やはり補助金の整備なので、原則貸せないのだと、これがやはり基本なわけ。我々委員会での。だからそれでもって申し上げましたようにサービスでやっているようなところなのですが、トラブルが起きた場合にはどうなんだという委員からの意見では今後はですね空き地を貸したいというようなことでした。

それから、ホルダーは、ホルダー後の象潟の事業所のいろいろ解体等予定しているのですが、予算の絡み、実績ですね、その絡みでは計画書のとおりにはいかないかもしれないと、そういう説明は受けております。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

なお、間もなく12時を迎えますが、このまま質疑を続行します。

16番（竹内賢君） 私に対する説明ではですね、申請書という話は出てないのですよ。サービスセンターできちっとした対応をすると。口頭でいいと。料金等については検討すると。そして事前連絡いただければ許可していると。臨機応変に、言うならば柔軟に許すことになると、こういう私のメモではなんですよ。したがって、そんな面倒くさいことじゃなくて、今あの内容からいくとですね、松ヶ丘の場合はかなりのところが空いているわけです。例えば第2駐車場の場合、40に対して24が利用と。したがって16空いていると。それから第3の場合は40に対して27だから13空いていると。合わせると29。29に第1が1ですから約30区画ぐらい空いているわけですよ。何ていうか事故あった場合とかそういうやつはわかるわけですが、わからないわけではないですけども、柔軟にというふうにして言ったのとかかなり違ったという、委員会のいわゆる委員の皆さんが心配した事故とかそういうものに対してだと思えるのですけれども、その辺がですねあまりにも変わりようが激しいということですので、委員会でやはりその辺について全然本当に当局から前の質問に対する答弁と今回の答弁とまるっきり違うということについてやりとりは、審議はなかったのですか。

それからガスについてです。ガスについては実施計画書で — あるんですけども、平成22年・平成23年・平成24年、3年間で象潟地区の砂子島とそれからガス事務所、それから工場ですね、こういうやつを解体すると。そして撤去するというふうになっているのですけれども、砂子島の場合はホルダーだけですと。これが735万円。そのほかにタンクとか小屋とかあるという、そういうものについては今年度はいずれはしないという答弁だったわけですね。平成23年度にしますと、それを確認していただけましたか。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（佐々木正己君） 駐車場は貸さない、アスファルトをしたところはやはり御遠慮すると、そういうこと、だから空いているところは貸すということです。竹内議員との答弁の差異についての委員会での比較はありませんでした。出ません。

それから、ホルダーですが、先ほども言いましたように、ほかの施設の解体は計画書どおりにはいかない可能性もあるという、そういう説明であります。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑ないようでございますので、これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。23番山田明一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（23番山田明君）登壇】

一般会計予算特別委員長（山田明君） それでは、特別委員会に付託された一般会計予算の審査が終わっておりますので御報告申し上げます。

議案第18号平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）について、賛成多数で可決に決しております。

議案第26号平成22年度にかほ市一般会計予算について、これも賛成多数で可決しております。

議案第36号平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について、全員賛成で可決しております。

議長（竹内睦夫君） これから一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑ないようでございますので、これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩します。

午後0時02分 休 憩

午後1時00分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第5号にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ご異議なしと認めます。これで議案第5号の討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第5号にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第6号の討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第6号にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第7号の討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第7号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号にかほ市長等の給料支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第8号の討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第8号にかほ市長等の給料支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第9号の討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第9号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号にかほ市プール条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと

と思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 10 号の討論を終わります。

これから議案第 10 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 10 号にかほ市プール条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 11 号の討論を終わります。

これから議案第 11 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 11 号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 12 号の討論を終わります。

これから議案第 12 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 12 号本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 13 号の討論を終わります。

これから議案第 13 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 13 号冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定

の締結についての討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 14 号の討論を終わります。

これから議案第 14 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 14 号公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 15 号の討論を終わります。

これから議案第 15 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 15 号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 16 号の討論を終わります。

これから議案第 16 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 16 号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 17 号の討論を終わります。

これから議案第 17 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 17 号仁賀保市農業集落排水事業特別会計への繰入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 9 号）についての討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 18 号の討論を終わります。

これから議案第 18 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 18 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 9 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号平成 21 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 4 号）についての討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 19 号の討論を終わります。

これから議案第 19 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 19 号平成 21 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 4 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号平成 21 年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についての討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 20 号の討論を終わります。

これから議案第 20 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 20 号平成 21 年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号平成 21 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）についての討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 21 号の討論を終わります。

これから議案第 21 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 21 号平成 21 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号平成 21 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 22 号の討論を終わります。

これから議案第 22 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 22 号平成 21 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号平成 21 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 23 号の討論を終わります。

これから議案第 23 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 23 号平成 21 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号平成 21 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 3 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 24 号の討論を終わります。

これから議案第 24 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 24 号平成 21 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 3 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号平成 21 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 4 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 25 号の討論を終わります。

これから議案第 25 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 25 号平成 21 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 4 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号平成 22 年度にかほ市一般会計予算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 議案第 26 号平成 22 年度にかほ市一般会計予算について、反対の討論をします。

本予算には、私を実現を求めてきた住宅リフォームの支援制度予算 1,000 万円や市内全部の学校図書館に司書助手を配置する予算も置かれています。また、小学生までの医療費無料化、後期高齢者への人間ドック助成など、これまでより市民のために進んだ事業費も盛り込まれておりますし、この予算のほとんどが市民のために必要な内容で、こういう面では賛成をします。

しかし、二つの理由で本案に賛成できません。一つは後期高齢者の医療制度、もう一つは生活サポート業務委託料への疑問、この二つがあります。

最初に、後期高齢者医療制度についてですけれども、これは高齢者を差別する医療制度なのですが、御承知のとおりにかほ市の直接の責任ということではありません。この後期高齢者医療制度は、今回、保険料を平均 1,002 円も引き上げることが広域連合議会で決めています。保険料の引き上げでにかほ市民の 75 歳以上の人、約 4,400 人が負担をふやされるということになります。ざっと合わせますと平均では 440 万円にもなるという状態です。さらに毎月約 40 人の人がこの後期高齢者医療制度に入っているという状況です。そこで、県の広域連合の平成 20 年度の特別会計の決算では 36 億円の黒字、そして積立金は約 13 億 8,000 万円もありますから、この積立金や黒字額を考えれば、引き上げなくとも賄えたのではないかなというふうに思います。

日本共産党がにかほ市民にお願いしたアンケートにも老人の健康保険料が高い、後期高齢者医療が高い、医療費もぐんと引き下げてもらいたい、こういう声もあります。

厚生労働省は現行制度にかわる新しい制度案について検討していますけれども、65 歳以上の高齢者全員を国保に加入させ、65 歳未満とは別勘定にするという試算を示しています。これでは後期高齢者医療制度の年齢を 75 歳から 65 歳に下げただけというふうになります。姥捨山行きの年齢を下げただけと言えるのではないのでしょうか。

もともと後期高齢者医療制度では、2 年ごとに果てしなく値上げされる仕掛けがあります。医療給付費の一定割合、最初は 10%ということで 75 歳以上の人々の保険料でその分を負担すると法律で決めています。ですから、医療費がふえると保険料が上がります。さらに、初めは 10%だったのが 75 歳以上の人口増につれて引き上げられ、4 月からは 10%だったのが 10.26%になります。高齢者に重い負担を課すことで医療費を抑えることをねらった冷たい制度だと言わなければなりません。しかも生活保護の受給者以外は所得が幾ら低くても、収入がなくても、年金のない人まで保険料を取られると、こういうひどい制度です。

また、先ほど来議論されておりました生活サポート業務委託料についてです。にかほ市の生活サポートの事業は、県が補助金をやめても続けてきたと大変すぐれたいい制度だというふうに私は評価してきました。前年度が 25 人だったのを今年度は 30 人にふやすということで、父母や子供、また、教職員からも大変喜ばれております。このまま続くのであればそのとおり評価したいと思いますが、今回提案された基本的な考えとしてちょっと問題があるのではないかというふうに思います。

まず、地方公務員法に抵触すると言っていますけれども、似たような状況が市内の各地の勤務体系にあります。そしてさらに生活サポートのほうを民間に委託するということを手始めにして教育関係のものをどんどんそちらに委託していくと、こういうやり方が果たしていいのかどうかということを考えさせられます。教育も派遣になるのかというふうな疑問を持ちます。特に先ほど来質問しましたけれども、公募の仕方、あるいは個人情報の扱い方、それから勤務体系の細かい問題、そして事故が起こったときに、事故の内容にももちろんよるわけですがどのように扱っていくのかなど詳しく、そしてこれならいいのではないかというふうに言える状況になるまでは慎重な検討が必要だったのではないかというふうに思っております。一部には既に派遣先の名前が出されたりしているという話も聞いております。大変大きな問題ですので、さらなる詳しい検討を加え、慎重に扱って、皆さんが納得できるという状況にするまでにはこの事業を進めないほうがいいのか、こういう形で進めるのはうまくないのではないかというふうに考えて、後期高齢者問題、それから生活サポートの問題、この2点について現在のままでは認められないということで反対の討論とします。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 議案第26号に反対する討論に参加をしたいと思います。

大まかに、今、村上議員が討論をされた二つの理由は私も同じであります。したがって、後期高齢者については省きたいと思えます。

これまでの学校生活支援サポーターに対する当市の扱いについては、私はやはり評価をしてもいいと思えます。これは現場の先生方も含めて高い評価を与えていること、この点については私は同じであります。

この学校生活支援サポーターのこの転籍型外部委託、この事業について、理由が安定的な雇用が子供たちへ継続して支援できる体制になると、そう言われております。その意味として、地方公務員法第22条第5項、これの内容を説明の中では言われております。特に第22条では、任用して6ヵ月再更新はできると。しかし、その後の6ヵ月後には再更新はできないというふうにしてなっている、これを理由にして安定的な雇用ができないというようなそういう話になっているのですが、この法律の解釈については1年後は更新できないけれども一定の期間後に、例えば1週間とか10日後とか再任用でなくて任用ができると、そういう繰り返しを今までずっといろんな職種でやってきました。今さらに法律に抵触するからと、そういう理由は私は通らないだろうというふうにして思えます。これは市役所の人事を扱う場所に聞いても、この法律の解釈については私は同じだったというふうにして聞いております。したがってですね、転籍型外部委託をする最も大きな理由である地方公務員法の第22条第5項とする解釈が、私は教育委員会の解釈、抵触するという解釈は当てはまらないだろうと、こういうふうに思えます。それがなくても今までのような状況で教育委員会が全面的に採用、それから任命、そして関与というかそれを包括的にきちんと見ていくと、そういうことが今までにもできるわけです。それが一つの理由。

もう一つは、その中で今回の4,376万円の業務委託料の中で、賃金や社会保険料等を除いて業務

管理費として7%の297万4,000円、それから消費税が約136万4,000円、合わせますと433万8,000円の経費が経費増になります。これがですね、その後、今、教育委員会部局の中で116名の臨時職員がおりますと。簡単にそれを3倍しますと1,200万円の毎年のかかり増しになります。行財政改革大綱の中では外部委託をする場合は安価なコストと、それから民間のいろんなノウハウを生かすというふうにしてなっていますが、コスト削減にはなりません。これがやる場合には、やはり市全体の行財政改革のあり方、臨時職員のあり方、仕事のあり方、そういうものを全体的に検討し、そして時間をかけてきちんとつくるべきだと、そういうふうにして思います。一教育委員会だけにそれを先行してやらせることについては、私はうまくないだろうというふうにして思います。

それから、教育委員会にいろんなことを聴取したときに、教育委員会と委託する会社は契約書を締結するというふうにして最後まできちんと教育委員会は関与すると。書類審査、面接、そして毎月の勤務実績を出してもらって、それに対して検証をする、確認をしていくというふうにして言われていますが、私はこの委託会社になった場合に、どこまでそれがきちんと今までのような形でやっていけるのかどうか、それについてもう少し検証する必要があるというふうにして思いますので、さらに時間をかけて検討し、そして子供たちのためになるような、あるいは教育環境がよくなるような、そして行財政改革に結びつくような、そういう改革をするべきだということで、ことしの予算については見合わせるべきだということで反対を申し述べたい。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議案第26号の討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第26号平成22年度にかほ市一般会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成22年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算についての討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議案第27号の討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第27号平成22年度にかほ市国民健康保

険事業特別会計事業勘定予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号平成 22 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算についての討論を省略したいと思います、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 28 号の討論を終わります。

これから議案第 28 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 28 号平成 22 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号平成 22 年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議案第 29 号の討論を終わります。

これから議案第 29 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 29 号平成 22 年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号平成 22 年度にかほ市老人保健特別会計予算についての討論を省略したいと思います、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 30 号の討論を終わります。

これから議案第 30 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 30 号平成 22 年度にかほ市老人保健特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号平成 22 年度にかほ市簡易水道特別会計予算についての討論を省略したいと思います、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 31 号の討論を終わります。

これから議案第 31 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 31 号平成 22 年度にかほ市簡易水道特

別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号平成 22 年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算についての討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 32 号の討論を終わります。

これから議案第 32 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 32 号平成 22 年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 33 号平成 22 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算についての討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 33 号の討論を終わります。

これから議案第 33 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 33 号平成 22 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議員の皆さんにお願い申し上げます。起立のときに、ちょっとある一定の時間だけ、そのまま起立を継続してください。こちらに確認できないうちに座られてしまうものがありますので、よろしくをお願いします。

次に、議案第 34 号平成 22 年度にかほ市ガス事業会計予算についての討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 34 号の討論を終わります。

これから議案第 34 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 34 号平成 22 年度にかほ市ガス事業会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 35 号平成 22 年度にかほ市水道事業会計予算についての討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 35 号の討論を終わります。

これから議案第 35 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報

告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 35 号平成 22 年度にかほ市水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 36 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 10 号）についての討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 36 号の討論を終わります。

これから議案第 36 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 先ほど申しました件、御協力を再度よろしくお願いします。ずっと立ってずっと座られると確認できないうちに終わっちゃうものですから。

起立全員です。したがって、議案第 36 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 10 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第 1 号最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度確立を国に求める意見書採択を求める陳情書の討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで陳情第 1 号の討論を終わります。

これから陳情第 1 号を採決します。この採決も起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり採択と決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第 1 号最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度確立を国に求める意見書採択を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第 2 号非核三原則の法制化を求める議会決議・意見書採択についての陳情の討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで陳情第 2 号の討論を終わります。

これから陳情第 2 号を採決します。この採決も起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり採択と決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第 2 号非核三原則の法制化を求める議会決議・意見書採択についての陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第3号鳩山首相は、名護市長選挙で示された民意を尊重し、『公約』を守ることを要請する意見書について（陳情）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで陳情第3号の討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。この採決も起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり採択と決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第3号鳩山首相は、名護市長選挙で示された民意を尊重し、『公約』を守ることを要請する意見書について（陳情）は、採択とすることに決定しました。

次に、陳情第4号米価の下落に歯止めをかけ、再生産できる米価の実現を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで陳情第4号の討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。この採決も起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり採択と決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第4号米価の下落に歯止めをかけ、再生産できる米価の実現を求める陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第37、議提第1号地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書から日程第43、議提第7号「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書までの計7件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

初めに、議提第1号から議提第3号について、13番菊地衛議員の説明を求めます。13番菊地衛議員。

【13番（菊地衛君）登壇】

13番（菊地衛君） 議提第1号地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書。上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成22年3月19日提出。にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員菊地衛、賛成者、にかほ市議会議員伊藤知、同じく佐々木正勝、同じく小川正文、同じく竹内賢、同じく齋藤修市。

この内容については陳情第1号の報告で若干申し上げましたが、3項目を重点的に考えております。

一つ目は、改正最低賃金法の趣旨を生かし、地域最低賃金を大幅に引き上げること、二つ目は全

国一律最低賃金制度確立に向け、地域間格差を縮小させるための施策を進めること、三つ目には最低賃金の引き上げに当たっては中小零細業者の経営支援策と生活支援策を十分に講じること。

送付先は、内閣総理大臣鳩山由紀夫、厚生労働大臣長妻昭様ということになっております。

続きまして、議提第2号非核三原則の早期法制化を求める意見書。

書式、提出者、賛成者は議提第1号と同様であります。

この内容につきましても陳情第2号の報告で申し上げましたとおりで文案を省略いたしますが、送付先は内閣総理大臣、衆参の両議長であります。

続きまして、議提第3号名護市長選挙で示された民意を尊重し『公約』を守ることを要請する意見書であります。

これにつきましても書式、提出者、賛成者は前の議提と同様であります。

この件につきましても陳情第3号で内容を申し上げておりますが、意見書の文面については委員会で検討し、にかほ市議会として提出するというので改正して作成をいたしております。

送付先は内閣総理大臣であります。

以上です。

議長（竹内睦夫君） これから議提第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第1号の質疑を終わります。

次に、議提第2号の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第2号の質疑を終わります。

これから議提第3号の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議提第3号の質疑を終わります。

これから議提第1号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議提第1号の討論を終わります。

これから議提第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第1号地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第2号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議提第2号の討論を終わります。

これから議提第2号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第2号非核三原則の早期法制化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第3号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議提第3号の討論を終わります。

これから議提第3号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第3号名護市長選挙で示された民意を尊重し『公約』を守ることを要請する意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第4号米価の下落に歯止めをかけ、再生産できる米価の実現を求める意見書について、22番佐々木正己議員の説明を求めます。22番佐々木正己議員。

【22番（佐々木正己君）登壇】

22番（佐々木正己君） それでは、陳情第4号の採択を受けて意見書の提出であります。

米価の下落に歯止めをかけ、再生産できる米価の実現を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年3月19日提出。にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員佐々木正己、賛成者、にかほ市議会議員榊原均、同じく佐藤元、同じく村上次郎、同じく池田好隆、同じく佐藤文昭、同じく市川雄次。

意見書案は次のページに述べられております。本文は省略したいと思います。

以上の趣旨から下記の事項について地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

記ということで、1番目は1俵当たりの価格引き上で、2番目では適正な備蓄米の買い入れ、3番目にミニマムアクセス米の輸入制限となっております。

提出者は秋田県にかほ市議会議長竹内睦夫。

内閣総理大臣、農林水産大臣あてであります。

議長（竹内睦夫君） これから議提第4号の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第4号の質疑を終わります。

次に、議提第4号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議提第4号の討論を終わります。

これから議提第4号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第4号米価の下落に歯止めをかけ、再生

産できる米価の実現を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第5号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、議提第6号市長の専決処分事項の指定について及び議提第7号「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書、計3件について7番佐々木正明議員の説明を求めます。
7番佐々木正明議員。

【7番（佐々木正明君）登壇】

7番（佐々木正明君） 議提第5号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について。
上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。
平成22年3月19日提出。にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員佐々木正明、賛成者、同じく加藤照美、同じく山田明、同じく菊地衛、同じく佐々木正己、同じく佐藤文昭。

この条例の内容については、さきの全員協議会でも皆さんの了解を得ておりますけれども、これは今の4月の議員の選挙で定数が24人から20人になるということで、それぞれ委員会の人数も変わるということです。そしてこれは平成22年5月1日から施行するということです。よろしくをお願いします。

議提第6号市長の専決処分事項の指定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。
平成22年3月19日提出。にかほ市議会議長竹内睦夫様。

提出者、にかほ市議会議員佐々木正明、賛成者、同じく加藤照美、同じく山田明、同じく菊地衛、同じく佐々木正己、同じく佐藤文昭。

これについては、市長の専決処分事項について、1番目については50万円、2番目についてはこれも50万円、3番目については工事額の1%相当の150万円、4番目については同じということで、このようにして決めております。

また、附則、この専決処分事項の指定は、平成22年4月1日から施行するということです。よろしくをお願いします。

議提第7号「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年3月19日提出。にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員佐々木正明、賛成者、同じく加藤照美、同じく山田明、同じく菊地衛、同じく佐々木正己、同じく佐藤文昭。

これについては別紙の意見書案、これを一読いただきたいと思います。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成22年3月 ー 日にちが入っていませんけれども、3月19日にしてください。

秋田県にかほ市議会議長竹内睦夫。

あて先は衆議院議長横路孝弘様、参議院議長江田五月様、内閣総理大臣鳩山由紀夫様、総務大臣

原口一博様、外務大臣岡田克也様。

以上であります。

議長（竹内睦夫君） 議提第5号から議提第7号までの3件は、3月11日の全員協議会で協議済みです。議会での全員による協議結果の議提は、質疑、討論を省略するという申し合わせに基づき、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

初めに、議提第5号について採決を行います。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第5号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議提第6号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第6号市長の専決処分事項の指定については、原案のとおり可決されました。

次に、議提第7号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第7号「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書については、原案のとおり可決されました。

2時15分まで休憩します。

午後2時05分 休憩

午後2時15分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第44、議案第37号にかほ市地域情報通信基盤整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

市長（横山忠長君） 追加議案を提出しておりますので、その要旨について御説明を申し上げます。

議案第37号にかほ市地域情報通信基盤整備工事請負契約の締結についてでございます。

契約の目的は、現在光ファイバーが未整備であります冬師、釜ヶ台、桂坂、上郷及び上浜地区において、超高速インターネットの接続環境を整備するものでございまして、契約の方法は公募型プ

ロポーザル方式で実施しております。そこで株式会社NTT東日本秋田と2億6,880万円で契約を締結しようとするものでございます。

以上でございますが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき可決くださりますようお願いをいたします。

議長（竹内睦夫君） これから担当部長の補足説明を行います。総務部長。

総務部長（佐藤好文君） それでは、追加提案いたしました議案第37号について御説明いたします。

これはさきの12月定例議会、補正予算におきまして2億8,000万円を予算措置しております。にかほ市地域情報通信基盤整備工事の請負契約の締結でございます。

整備箇所につきましては、お配りしております資料のとおりでございますので御確認ください。

本事業は、国の地域情報通信基盤整備推進交付金を活用して実施するものでございまして、3月17日付での国からの交付決定を受け、昨日18日に株式会社NTT東日本秋田と仮契約を締結したものでございます。

議決があった場合を本契約とみなし、議決があった日を契約締結日とすることとしておりますので、よろしく願いいたします。

なお、本事業は平成22年度へ繰り越し措置を講じて実施するものでございます。

資料の説明については企画情報課長が行います。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 資料説明について、企画情報課長。

企画情報課長（齋藤均君） それでは、お配りしている資料について説明をいたします。

まず、図面の上部の緑色の部分になりますけれども、こちらは既に光ファイバーによるサービスが提供されている地域であります。今回整備を計画している地域は、その下部のピンク色で表示されている地域ということになります。そして、赤い線が敷設される光ファイバーのルートを表示したものです。最寄りの基地局、図面に表示してあるNTT象潟ビル、NTT由利院内ビルのことでございますけれども、この基地局からの2ルートでの敷設ということになります。このことにより市内全域がブロードバンドサービスの提供を受けることが可能となります。

なお、中ほど、ちょっと上のほうになりますけれども、水沢集落がピンク色の中に含まれておりますけれども、本年1月に既に光ファイバーが敷設されておきまして、既にブロードバンドサービスの提供エリアとなっていることから、今回の整備工事には含まれておりません。

今回敷設するその赤い線で表示している光ファイバーの総延長は85.8キロメートルとなります。若干工事の概要を申し上げます。

工事内容は、実施設計業務一式、設計監理業務一式を含みまして、先ほど申し上げましたとおり光ケーブルの敷設工事が85.8キロメートル、空中線ということになりますので共架柱2,070本を活用することになります。この内訳なのですが、既設の民間柱を利用するものが1,976本、新たに設置する自営柱、電柱のないところに立てることになりますけれども、こういったものが94本という計画であります。

簡単でありますけれども、これで説明を終わります。

議長（竹内睦夫君） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第 37 号についての質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、自己の思いや意見を入れないように注意してください。発言は自席で行ってください。

質疑ございませんか。4 番池田好隆議員。

4 番（池田好隆君） 1 点だけお伺いします。契約の方法が公募型ということですが、これは N T T 1 社だけが応じたと、そのための随意契約と、そういうふうに理解していいのでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） そのとおりでございます。

議長（竹内睦夫君） 10 番加藤照美議員。

10 番（加藤照美君） 12 月議会では工事の完成が 12 月ころまでには完成できるというようなことでしたけれども、それでいいのでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 確かに 12 月定例会においては平成 22 年 12 月までにはという御説明を申しあげましたけれども、国の交付決定がおくれたことによりまして、平成 22 年度 3 月中ということで施工期間が延びておりますので御理解願いたいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。3 番市川雄次議員。

3 番（市川雄次君） 12 月定例会で 2 億 8,000 万円の予算のうち 5,410 万円が合併特例債という説明で、今回まず金額が下がったわけですが、予算内訳、推進交付金も受けるということでしたので、予算内訳についての御説明をいただきたいということと、この光ファイバー工事については N T T のほうでも費用負担があるのかなのかということが 2 点目と、あと、今回の工事において対象戸数といいますが、全体のあと何割というか対象戸数ですね、何割ぐらいの世帯を今までカバーできていなかった部分をカバーすることになるのかということについての 3 点をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 工事費の財源内訳でございますけれども、先ほど申しあげました推進交付金と地域活性化公共投資臨時交付金を充てるものでございます。大部分が国の予算で行えるということになってございます。

今回の事業の方式ですけれども、公設民営方式ということで、今回の事業費に対する N T T の負担はございません。

議長（竹内睦夫君） 答弁、企画情報課長。

企画情報課長（齋藤均君） 関係整備区域の対象戸数ということになりますけれども、この間の整備に当たっての環境等のアンケート調査をしておりますけれども、その際の戸数で申し上げますと 1,286 世帯、関係地域の全世帯ということでございますけれども、そういった回答でよろしかったでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 3 番市川雄次議員。

3 番（市川雄次君） かなり有利な内容での工事を進めるということのお話だと思います。じゃあ一般財源からの持ち出しはどのくらいあるのかということをお最後に聞きます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、企画情報課長。

企画情報課長（齋藤均君） 計画としては、一般財源 98 万 5,000 円ということになります。

議長（竹内睦夫君） よろしいですか、3 番議員。

【3 番（市川雄次君）「休憩願います」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午後 2 時 27 分 休 憩

午後 2 時 27 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 再開します。

答弁、企画情報課長。

企画情報課長（齋藤均君） 今回の事業費が 2 億 6,880 万円ということで、その内訳なのですが、3 分の 1 が国からの交付金、これが 8,960 万円、その残額についてなのですが、公共投資臨時交付金、これが残額の約 89% ということで 1 億 6,011 万 5,000 円、残りにつきまして合併特例債を活用するというので 1,810 万円、残りが一般財源の先ほど申し上げました 98 万 5,000 円と、こういう計画でございます。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） これで議案第 37 号の質疑を終わります。

これから議案第 37 号についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議案第 37 号の討論を終わります。

これから議案第 37 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 37 号にかほ市地域情報通信基盤整備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 45、議会活性化等協議会の報告についてを議題とします。

議会活性化等協議会委員長の報告を求めます。12 番村上次郎委員長。

【議会活性化等協議会委員長（12 番村上次郎君）登壇】

議会活性化等協議会委員長（村上次郎君） 議会活性化等協議会は3月末までということで実質的にきょうで終わりということですので、簡潔に報告したいと思います。

これまで協議会は14回開き、作業部会を5回開きましたが、協議会の前半は議会運営委員会の意向を受けまして議会活性化をどのようにしていけばいいのかということ協議して、会派制について検討、協議し、会派制は現在動いていると、皆さん御承知のとおりです。後半になりまして、議会基本条例、これをつくるべきでないかということになりまして、このことについて検討を重ねてきました。前回の全員協議会で皆さんに議会基本条例の案という形で一応の形をつくることのできたということで報告させてもらっております。この後は、もっと市民の願いにこたえるものに磨き上げるといえばいいですか、そういうことで練り上げていかなければいけないのでないか、そのためには市民の皆さんからの意見をお願いするとか、さらに議会内で検討を加えていくとかというふうになっていくかと思えます。

この協議会に当たっては、委員の皆さん、それから検討の途中で委員外の皆さんからも貴重な御意見をいただきました。大変ありがたかったというふうに思っています。皆さんのいろいろな援助にお礼を申し上げます。特に議会事務局には大変御難儀をかけまして、いろいろここに到達するまでの間、調査やら、あるいは各種資料のまとめ、こういって大変お世話になったことをつけ足してお礼とし、報告にかえさせていただきます。

議長（竹内睦夫君） ただいまの報告について質問等ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ないようでございますので、これで議会活性化等協議会の報告を終わります。

なお、ただいま委員長のほうから申し上げられましたように、本協議会は3月31日までの任期ですが、この報告をもちまして活性化等協議会の最終報告とさせていただきます。委員長を初め委員の皆様、大変長い間御苦労さまでした。

日程第46、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

ここで一言皆様方にごあいさつを申し上げます。

4年前に新にかほ市が発足されまして、初めての議会の改選により不肖私、議長職を務めさせていただくことになりましたが、これまでの4年間、皆様方大変な御協力によりまして無事任期を、任務を終えることができました。改めて感謝と御礼を申し上げたいと思えます。

来月には我々議員の任期と、それによる議会の改選が行われることになっております。立候補を予定されている諸君の御健闘と今回で引退される皆さん方へ今後の御健勝を心から御祈念を申し上げまして退任のあいさつとさせていただきます。

どうも大変長い間御苦労さまでした。ありがとうございます。(拍手)

平成 22 年第 2 回にかほ市議会定例会を閉会します。

午後 2 時 34 分 閉 会